

国民健康保険に関する申し入れ

豊島区長 高野 之夫 様

2014年6月16日

日本共産党豊島区議団

団長 垣内 信行

豊島区は6月19日に国民健康保険加入世帯に2014年度の保険料納付書を送付するとしています。

今年度の一人当たりの国民健康保険料は10万円を超える大幅な引き上げとなっています。4月からの消費税増税で国民生活は大きな負担を強いられており、このような中での国保料の大幅な引き上げは、区民生活を一層追い詰めることとなります。

国民健康保険制度は、憲法25条に基づき発足した国の制度で、国保法第一条には「社会保障と国民保健の向上に寄与する」と明記されています。他の社会保険に加入できない自営業者や高齢者、非正規雇用の労働者や無職者などが入る「国民皆保険」の制度で、もともと財政基盤の弱い制度であり、本区でも所得が200万円以下の世帯は加入者の8割を占めています。

滞納世帯が増加する要因は高すぎる保険料であり、その背景には国庫負担の大幅な削減があります。また非正規雇用者の増大など新たな貧困層の拡大があります。法の精神からいっても国や都、区の財政支援の強化は必至です。

国保料納付書が6月20日には加入世帯に届くこととなりますが、日本共産党区議団はここに、以下の5項目を緊急に要望します。

記

- 1、全加入世帯に国保証を送付すること。留め置きは絶対にしないこと。
- 2、区民からの苦情等の問い合わせには臨時体制をとり、親切な対応をすること。差し押さえはしないこと。問い合わせ等の結果をまとめること。
- 3、削減している「高額療養費分への一般会計繰り入れ」については削減を中止すること。また23区長会へも復活を働きかけること。
- 4、国庫負担割合を大幅に増やすことを国に求めるとともに、東京都へも財政支援を求めること。
- 5、豊島区独自の国民健康保険料への補助制度を創設するなど被保険者への支援を実施すること。

以上